



庄原市
SHOBARA CITY

〒727-8501
広島県庄原市中本町一丁目10-1
電話:(0824)73-1111(代表)



アクセス よくある質問



庄原市公式SNS



文字の大きさ

標準

拡大

色を変える

白

黒

青

ページ自動読み上げ



Google 提供



くらし・環境



健康・福祉・介護



子ども・家庭



教育・文化・スポーツ



観光



産業・まちづくり



市政情報



リンク

庄原市トップページ > 産業・まちづくり > 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）

緊急事態措置等で長引く新型コロナウイルス感染症の予防と事業の継続のため、事業者が取り組んだ感染拡大防止対策（消耗品費や設備導入費など）に対して、必要な経費の一部を補助します。

本補助金の受付は終了しました。

申請期限は令和3年11月30日（当日消印有効）までです。

1.支給対象者

市内に主たる事務所もしくは事業所を置く中小企業者、個人事業主または市内支援団体等で、以下の業種を営む方

大分類	中分類	小分類
農業・林業・漁業	全業種	全業種
鉱業・採石業・砂利採取業		
建設業		
製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業、郵便業		
卸売業、小売業		
金融業、保険業		
不動産業、物品賃貸業		
学術研究、専門・技術サービス業		
宿泊業、飲食サービス業		
生活関連サービス業、娯楽業		
教育、学習支援業		

複合サービス事業		
----------	--	--

対象外となる事業者は以下のとおりです。

- ・ 宗教上の組織もしくは団体
- ・ 政治団体
- ・ 暴対法上の暴力団等に関する事業者
- ・ 風営法上の風俗営業を営む事業者
- ・ その他本事業の目的・趣旨における対象外事業者であると本市が判断した事業者
- ・ 庄原市内在住の事業主でも庄原市外で事業を営む事業者

2.対象経費

飛沫感染予防対策	使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機
	トイレの洋式化 注意1) 常時不特定多数が使用する場所に限りま。従業員や家族のみが使用する場所は対象外です。 注意2) 和式から洋式への改修のみ対象とします。既に洋式トイレであるものを機能向上のため付け替える費用は対象外です。
接触感染予防対策	消毒用アルコール類、除菌シート、非接触体温計、サーモカメラ非接触シープディスペンサー、手洗い用石鹸液、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、使い捨て手袋
	手洗い場の非接触蛇口 注意3) 常時不特定多数が使用する場所に限りま。従業員や家族のみが使用する場所は対象外です。但し、保健所の指摘等により必要な場合は補助対象経費とします。 注意4) 既に非接触蛇口であるものを機能向上のために新しく付け替える費用は対象外です。
換気による感染予防対策	換気扇 注意5) 常時不特定多数が使用する場所に限りま。従業員や家族のみ使用する場所は対象外です。 注意6) 古いものを新しくする付け替えは対象外です。
	サーキュレーター 注意7) 扇風機は単に「涼をとる機械」であるため対象になりません。ただし商品案内に「空気を循環させる」「サーキュレーター機能」という文言があれば補助対象経費となります。文言記載書面を申請書と一緒に提出してください。

3.補助対象外経費

汎用性の高い資産・備品	(例) 車両、パソコン、タブレット、スマートフォン、エアコン(換気機能、空気清浄機能、除菌機能があるものも対象外)、加湿除湿器、扇風機、オゾン発生器、光触媒コーティング、食洗器、乾燥機、洗濯機、網戸など
事業拡大や営業活動のための経費	(例) 作業場等の新設工事・改修工事費、HPやECサイト作成費、広告掲載費、チラシ作成費、印刷用消耗品費、テイクアウト用消耗品費、看板・のぼりなどのPOP類など
他の補助制度等により助成を受けている経費	(例) 広島県が行った「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業補助金」や「飲食店におけるパーティーション設置促進補助金」の活用により補助対象期間内に購入したアクリル板や非接触体温計、換気扇など
その他	(例) 人件費、家賃等の固定経費、損失補填、借入に伴う支払利息、租税公課(消費税など)、不動産購入費、振込手数料、飲食接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減に伴う事業に係る経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用など

4.補助率等

補助対象経費の4分の3以内（限度額30万円・補助回数1回限り・千円未満の端数は切り捨て）

※申請総額が予算額を超過した場合には、申請額通り補助できないことがあります。

5.補助対象事業期間

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）

上記の期間中に、実施された事業が対象となります。

6.申請開始日及び窓口

申請受付は**10月1日（金）から11月30日（火）まで**です。

原則郵送にて申請をお願いします。11月30日の消印有効です。

庄原市商工観光課または各支所地域振興室（東城支所は産業建設室）に、ご提出ください。

所属	所在地	電話
商工観光課	庄原市中本町一丁目10番1号	(0824)73-1179
西城支所地域振興室	庄原市西城町大佐737番地3	(0824)82-2181
東城支所産業建設室	庄原市東城町川東1175番地	(08477)2-5008
口和支所地域振興室	庄原市口和町向泉942番地	(0824)87-2113
高野支所地域振興室	庄原市高野町新市1171番地1	(0824)86-2113
比和支所地域振興室	庄原市比和町比和1119番地1	(0824)85-3003
総領支所地域振興室	庄原市総領町下領家280番地1	(0824)88-3065

7.申請様式等の資料

- [【チラシ】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）.pdf](#)
- [【申請ガイドンス】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）.pdf](#)
- [【申請書・請求書】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）.docx](#)

【その他参考様式】

- [【参考様式】工事完了等の遅延について（申立書・理由書）.docx](#)
- [【記載例：参考様式】工事完了等の遅延について（申立書・理由書）.pdf](#)
- [【参考様式】支払が遅れる理由書.docx](#)
- [【記載例：参考様式】支払が遅れる理由書.pdf](#)

※「用語解説」のご連絡については、ウェブリオまで[お問い合わせ](#)ください。

商工観光課

お問い合わせ

商工振興係:商・鉱工業振興、まちなか活性化、企業誘致、工業団地など

電話:0824-73-1178

観光振興係:観光振興、観光交流施設、自然公園、交流人口の拡大、国営公園の利活用など

電話:0824-73-1179

ページの
先頭へ

[サイトマップ](#) | [ウェブアクセシビリティについて](#) | [リンクについて](#) | [個人情報保護について](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#) | [お問い合わせ](#)



庄原市役所

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10-1

電話:(0824)73-1111(代表)

FAX:(0824)72-3322(代表)

支所エリア

